

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第2条の政令で定める日を定める政令案」の概要

令和7年11月
内閣府政策統括官
(経済安全保障担当)

1. 趣旨

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）は、附則第2条において、法施行日（令和7年5月16日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間、第11条第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等が指名する職員に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることができるとする経過措置を設けているところ、政令で定める日を定めるもの。

2. 概要

法施行直後に第11条第1項の規定を厳密に適用した場合、適性評価において重要経済安保情報の取扱いが認められている職員が存在しないため、行政機関の事務の遂行に支障が生じることとなる。そのため、附則第2条により、法施行後の一定期間においては、第11条第1項の規定に関わらず、行政機関の長が指名する者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることができる経過措置を規定したものであり、この間に重要経済安保情報を取り扱う職員は、適性評価において漏えいのおそれがないと認められる必要がある。しかしながら、適性評価はその調査等に一定の時間を要するため、各行政機関において適性評価を得た職員がある程度確保されるためには、相応の期間が必要となる。この「政令で定める日」は、法施行から1年を超えない範囲と規定されているところ、各行政機関において適性評価をうけて重要経済安保情報の取扱う者が確保できるよう十分な期間を設けるべきである。

よって、法附則第2条の政令で定める日は、令和8年5月15日とする。

3. 今後の予定

閣議：令和8年1月

公布：令和8年1月